四半期報告書

(第10期第1四半期)

自 平成21年4月1日

至 平成21年6月30日

株式会社新生銀行

(E03530)

表 紙

第一部	企	≥業情報	
第1	ú	○業の概況	
	1	主要な経営指標等の推移	1
	2	事業の内容	2
	3	関係会社の状況	2
	4	従業員の状況	2
第2	事	事業の状況	
	1	生産、受注及び販売の状況	3
	2	事業等のリスク	3
	3	経営上の重要な契約等	4
	4	財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	5
第3	彭	设備の状況	23
第4	技	是出会社の状況	
	1	株式等の状況	
	(1)株式の総数等	24
	(2) 新株予約権等の状況	25
	(3) ライツプランの内容	58
	(.	4) 発行済株式総数、資本金等の推移	58
	(5) 大株主の状況	58
	(6) 議決権の状況	59
	2	株価の推移	60
	3	役員の状況	60
第5	彩	圣 理の状況	61
	1	四半期連結財務諸表	
	(1) 四半期連結貸借対照表	62
	(2) 四半期連結損益計算書	64
	(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	65
	2	その他	79
第二部	技	晶出会社の保証会社等の情報	79

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成21年8月13日

【四半期会計期間】 第10期第1四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

【英訳名】 Shinsei Bank, Limited

【代表者の役職氏名】 取締役会長 代表執行役社長 八城 政基 【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町二丁目1番8号

【電話番号】 03-5511-5111 (代表)

【事務連絡者氏名】 グループ財務管理部次長 中島 敦 【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区内幸町二丁目1番8号

【電話番号】 03-5511-5111 (代表)

【事務連絡者氏名】 グループ財務管理部次長 中島 敦

【縦覧に供する場所】 株式会社新生銀行大阪支店

(大阪市中央区瓦町三丁目5番7号)

株式会社新生銀行名古屋支店 (名古屋市中区栄三丁目1番1号)

株式会社新生銀行大宮支店

(さいたま市大宮区桜木町一丁目9番1号)

株式会社新生銀行ららぽーと支店 (千葉県船橋市浜町二丁目1番1号)

株式会社新生銀行横浜支店

(横浜市西区南幸一丁目9番13号)

株式会社新生銀行神戸支店

(神戸市中央区三宮町三丁目7番6号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

		平成20年度 第1四半期連結 累計(会計)期間	平成21年度 第1四半期連結 累計(会計)期間	平成20年度
		(自 平成20年 4月1日 至 平成20年 6月30日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成21年 6月30日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日)
経常収益	百万円	142, 020	155, 644	601, 677
経常利益(△は経常損 失)	百万円	7, 798	△4, 140	△163, 316
四半期純利益	百万円	10, 863	5, 172	
当期純損失	百万円			143, 084
純資産額	百万円	975, 813	797, 457	767, 481
総資産額	百万円	12, 532, 682	12, 249, 324	11, 949, 196
1株当たり純資産額	円	363. 15	300. 62	284. 95
1株当たり四半期純利益 金額	円	5. 53	2. 63	
1株当たり当期純損失金 額	円			72. 85
潜在株式調整後1株当た り四半期純利益金額	円	_	-	
潜在株式調整後1株当た り当期純利益金額	円			-
自己資本比率	%	5. 7	4.8	4. 7
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	562, 837	665, 426	1, 107, 745
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△572, 001	△973, 609	△1, 008, 640
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△7, 498	△13, 863	△21,721
現金及び現金同等物の四 半期末 (期末) 残高	百万円	389, 275	161, 234	483, 259
従業員数	人	5, 282	6, 970	7, 006

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については当期純損失を計上しているため、記載しておりません。 なお、1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
 - 3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計-期末新株予約権-期末少数株主持分)を期末資産の部合計で除して算出しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成21年6月30日現在

公本旨称 (1)	6, 970
() (人)	[1, 887]

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含んでおります。
 - 2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外書で記載しております。
- (2) 当行の従業員数

平成21年6月30日現在

公共日粉·(1)	1,739
(化亲貝数(八)	[258]

(注) 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当第1四半期会計期間の平均人員を外書で記載しております。

第2【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2【事業等のリスク】

当行は、前連結会計年度の有価証券報告書において、「事業等のリスク」として当行及び当行グループの事業その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項、及び必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項でも投資者の投資判断上重要であると考えられる事項(1から35まで)について記載いたしました。

本四半期報告書においては、同有価証券報告書提出日以降、同有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった事項(24、30)及び投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事項(36)について、以下のように記載いたします。変更点に関しては__罫で示しております。また、当該事項の変更点の前後について一部省略しております。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本四半期報告書提出時現在において判断したものであります。

24. 金融機関に対する監督官庁による広範な規制について

近年、わが国の金融サービス市場においては大幅な規制緩和が実施されていますが、当行は依然として、金融機関としての広範な法令上の制限及び監督官庁による監視を受けます。さらに、当行及び当行の関係会社は、金融当局による自己資本規制その他の銀行業務規制に加えて、業務範囲についての制限を受けており、これによって、ビジネスチャンスを追求できないことがあります。当行及び当行のいくつかの関係会社は、業務全般及び貸出資産分類に関して、金融庁もしくはその他の政府機関により検査を受けております。関連法規及び規制の遵守を怠った場合には、当行又は当行のそれらの関係会社が銀行法第26条その他の法令に基づく「業務改善命令」や「業務停止命令」といった行政処分を受けることなどにより、当行又は当行のそれらの関係会社の業務に制限を受けたり、評価が悪化することがあります。

(中略)

さらに、当行は、経営健全化計画に係る平成19年3月期<u>及び平成21年3月期</u>の収益目標と実績とが大幅に乖離したことなどから、<u>それぞれ</u>平成19年6月28日<u>及び平成21年7月28日</u>に金融庁から業務改善命令を受けました(業務改善命令の詳細については、下記30.をご参照ください)。

(後略)

30. 当行の経営に対する政府の影響力について

(前略)

整理回収機構から公的資金を受ける際に、当行は、法律に基づき経営健全化計画を作成し、これを定期的に見直しするよう義務づけられました。当行は、平成19年3月期において、子会社であるアプラスの優先株式の減損と同社普通株式への投資損失引当金の計上並びに当時関連会社であったシンキの普通株式への投資損失引当金の計上等を主因として、当期純損失419億円を計上いたしましたが、この結果、当行が平成17年8月に提出した経営健全化計画における平成19年3月期当期純利益計画730億円を大きく下回ることとなり、当行は、平成19年6月28日に金融庁から業務改善命令を受けました。同命令により、当行は、業務改善計画書の提出、及びその後平成19年9月期を初回として同計画の履行が確保されていると認められるまでの間、四半期ごとに実施状況を報告することを求められました。これを受けて、当行は、平成19年7月27日に業務改善計画を提出し、また、当該計画の内容を反映した新たな経営健全化計画を平成19年8月に提出いたしました。また、平成21年3月期においても、米国・欧州そして日本における市場環境悪化の影響や、子会社アプラスに対する投資有価証券の減損処理などから、単体実質業務損失が653億円、単体当期純損失が1,570億円となり、経営健全化計画を大幅に下回る結果となったことから、平成21年7月28日に金融庁から業務改善命令を受けました。今後は、両業務改善命令に基づく業務改善計画、及びその内容を反映した経営健全化計画の修正計画を提出する予定であります。当行は、同計画を達成するよう、より一層、各業務における収益基盤の強化、経費の効率的運用を含めた業務の改善に向けて、全行が一丸となって業務に取り組んでまいる所存ですが、これが達成されないときはさらなる行政処分を受ける可能性があります。

(後略)

36. あおぞら銀行との合併について

平成21年7月1日、当行は、株式会社あおぞら銀行(東京都千代田区。以下「あおぞら銀行」という。)と、株主の承認と関係当局の認可を前提に、対等比率による両行の合併に向けて合意し、同日付けでAlliance Agreement (統合契約)を締結いたしました。

現在、当行は、Alliance Agreement(統合契約)で企図されるあおぞら銀行との合併に向け、合併契約書の締結を含む合併に向けたあおぞら銀行との具体的な協議及び準備を進めております。しかしながら、合併の実施及び合併による効果の実現は、景気の変動、システムの調整・統合その他合併に向けての諸般の実務的対応の進捗状況、その他予期しない事態の発生等の影響を受け得ることから、合併の実施及び合併による効果の実現が想定どおりに達成されるという保証はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

平成21年7月1日、当行は、株式会社あおぞら銀行(東京都千代田区。以下「あおぞら銀行」という。)と、株主の承認と関係当局の認可を前提に、対等比率による両行の合併に向けて合意し、同日付けで、合併の方法、合併比率等、合併の基本的枠組みを定めるAlliance Agreement(統合契約)を締結いたしました。両行は、今後、Alliance Agreement(統合契約)に従って、現時点で未定となっている合併後の商号その他の事項につき協議を行う統合委員会及び両行最高経営責任者への助言を行う統合アドバイザリーグループをそれぞれ設置し、合併契約書の締結を含む合併に向けた具体的な協議及び準備を進めてまいります。

Alliance Agreement (統合契約) においては、合併の方法、合併に係る割当ての内容その他の合併契約の内容として以下の通り合意しています。

(1) 合併の方法

当行を存続会社とし、あおぞら銀行を消滅会社とする吸収合併とします。

(2) 合併に係る割当ての内容

合併比率は1対1といたします。

これにより、あおぞら銀行の普通株式1株に対して当行の普通株式1株を、あおぞら銀行の第四回(甲種)優先株式1株に対して当行の丙種優先株式1株を、あおぞら銀行の第五回(丙種)優先株式1株に対して当行の丁種優先株式1株を、それぞれ割当て交付します。ただし、あおぞら銀行が保有する自己株式及び当行が保有するあおぞら銀行の普通株式(もしあれば)に対しては、割当て交付は行いません。また、あおぞら銀行又は新生銀行の発行済みの普通株式又は優先株式の併合、分割その他の変動が生じた場合、合併比率及び割当株式数は、それぞれ適切に調整されます。

(3) その他の合併契約の内容

合併契約書は、今後協議の上締結する予定です。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当第1四半期(平成21年4月1日~平成21年6月30日)における日本経済は、世界的な金融市場の混乱・実体経済の大幅な落ち込みの影響を受け、引き続き深刻な状況にあります。近時、一部に持ち直しの動きも出ておりますが、生産活動は依然低水準にあることから雇用情勢の一層の悪化が懸念される等、依然として景気の下押しリスクを内包しております。

こうした状況にあって、国内の金利動向については、国内長期金利(10年国債利回り)は、大型の景気対策実施に伴う財政悪化懸念等から一時1.5%に達しましたが、6月末では1.35%と3月末と概ね同水準となっており、また、短期金利は低水準のまま推移いたしました。次に、日経平均株価については、6月末の終値は9,958円44銭となり、3月末終値に比べて約1,850円上昇いたしました。加えて、ドル円相場については、この3ヶ月間では90~100円のレンジで推移し、一時期の急速な円高の傾向には歯止めがかかっております。

このような経営環境下、当行は以下の通り業務を遂行してまいりました。

まず、法人向け業務や子会社の昭和リース株式会社(以下「昭和リース」。)などによるコマーシャルファイナンスを展開する法人・商品部門においては、特に法人向け業務につき、前連結会計年度に自己勘定による投資を含む海外投融資等により多額の損失を計上したことを踏まえ、基本に立ち返り、主に国内のお客さまへの商品・サービスの提供に注力する方針であり、リスクの高い海外投融資の縮小、国内中心のビジネスへの集中に向けた営業体制の整備、投資銀行業務における各ビジネスの見直し、リスク管理体制の再構築等を推進いたしました。また、昭和リースにおいては引き続き業務の効率化及び業容の拡大・維持に努めております。

次に、リテールバンキングとコンシューマーファイナンスを展開する個人部門においては、リテールバンキングでは引き続き円貨・外貨預金、投信、保険商品等幅広い金融商品をお客さまに提供しております。また、面積が約50㎡ ~約100㎡のコンパクトな店舗で専門スタッフがお客さまの資産運用ニーズ等に対してきめ細かく対応する「新生コンサルティングスポット」を6月から8月にかけて関西で3店舗開設することとしており、さらに今後、首都圏でも展開する予定です。このような施策の効果もあって、リテールバンキングのお客さまからの預金は引き続き増加しており、当行の安定的な調達基盤の確立にも大いに貢献しております。

また、コンシューマーファイナンスについては、引き続き収益力及び競争力の向上に向けた施策を講じております。このうち、子会社である株式会社アプラス(以下「アプラス」。)においては、事業の包括的な見直しの一層の促進、経営環境の変化により機動的に対応できる体制の確立等に向け、平成22年4月1日に事業持株会社に移行すること(アプラスの商号を株式会社アプラスフィナンシャルに変更予定)としております。

平成21年7月1日、当行は、株式会社あおぞら銀行(東京都千代田区)との間で、平成22年に予定される両行株主総会の承認と関係当局の認可等を前提として、対等比率による合併に向けて合意し、同日付けでAlliance Agreement (統合契約)に調印いたしました。今回、両行が対等合併することは、長期的・安定的な収益力を持ち、全てのステークホールダーにとっての価値の増大を実現する、特色ある金融機関の誕生につながるものと考えております。新しく誕生する銀行は、よりバランスのとれた流動性と資本の組み合わせにより競争力を高め、幅広い顧客層に対して効率的かつ安定した金融仲介機能を提供してまいります。今後につきましては、両行で設置する統合委員会及び統合アドバイザリーグループを通じて、本件合併に向けた具体的な協議及び準備を進めてまいります。

当行は、平成19年3月期決算の収益実績が経営健全化計画の目標値と大幅に乖離したことから、平成19年6月に金融庁より業務改善命令を受け、業務再構築に向けた諸施策の実施等に取組んでまいりました。しかしながら平成21年3月期決算において、米国・欧州そして日本における市場環境悪化の影響や、子会社アプラスに対する投資有価証券の減損処理などから、単体実質業務損失が653億円、単体当期純損失が1,570億円となり、経営健全化計画を大幅に下回る結果となったことから、平成21年7月28日、金融庁より業務改善命令を受けました。今後、両業務改善命令に基づく業務改善計画、及びその内容を反映した経営健全化計画の修正計画を策定してまいりますが、さらに、同計画を達成するよう、より一層、各業務における収益基盤の強化、経費の効率的運用を含めた業務の改善に向けて、全行が一丸となって業務に取り組んでまいる所存でございます。

(1) 業績の状況

<連結経営成績>

以上のような事業の経過のもと、当第1四半期の連結経営成績は以下の通りとなりました。なお、連結会社は銀行業以外に一部で証券・信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業全体の業績を記載しております。

当第1四半期においては、経常収益は、1,556億円(前第1四半期比136億円増加)、経常費用は1,597億円(同比255億円増加)となり、経常損失は41億円(前第1四半期は経常利益77億円)となりました。

このうち、新生フィナンシャル株式会社(平成20年9月に買収)の収益寄与等により、資金利益は574億円(前第1四半期比217億円増加)となりました。一方、非資金利益(ネットの役務取引等利益、特定取引利益、その他業務利益)については、国内外の金融市場の正常化が遅れるなど、引き続き厳しい状況にありましたが、債務担保証券 (CLO) の売却益等をその他業務利益に計上して、トータルでは前第1四半期に比べて若干上回りました。しかしながら、景気低迷の影響で当行本体および子会社における国内貸出の一部において不良債権が増加したこと等から、与信関連費用の増加を余儀なくされました。

次に、特別損益は115億円の益(同比44億円増加)となりました。このうち、特別利益は主に当行劣後債の消却益です。さらに、法人税等3億円(損)、法人税等調整額8億円(益)、少数株主利益27億円(損)を計上した結果、当第1四半期の四半期純利益は51億円(同比56億円減少)となりました。

<連結財政状態>

当第1四半期末における連結財政状態につきましては、総資産は12兆2,493億円(前連結会計年度末比3,001億円増加)、純資産は7,974億円(同比299億円増加)となりました。

主要な勘定残高につきまして、貸出金は主に金融業向け貸出の減少により5兆3,415億円(同比5,353億円減少)となり、有価証券は国債運用分の増加等により3兆2,623億円(同比1兆881億円増加)となりました。一方、預金・譲渡性預金については、当行の安定的な資金調達基盤である個人分の預金が引き続き順調に増加していることから、6兆9,946億円(同比7,225億円増加)となり、また債券・社債は8,580億円(同比840億円減少)となっております。

不良債権につきましては、国内不動産関連融資の一部における債務者区分下落等により、金融再生法ベースの開示債権(単体)では、当第1四半期末で1,878億円(前年度末1,458億円)、不良債権比率3.65%(同2.51%)となっております。

なお、銀行法に基づく連結自己資本比率(国内基準)は、当第1四半期末時点で9.29%(Tier I 比率6.84%)となっております。

○ 業種別貸出状況 (残高・構成比)

業種別	平成20年6月30日		
未俚加	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	5, 521, 899	100.00	
製造業	202, 497	3. 67	
農業	2	0.00	
林業	_	-	
漁業	2,800	0.05	
鉱業	4, 535	0.08	
建設業	18, 243	0. 33	
電気・ガス・熱供給・水道業	75, 720	1. 37	
情報通信業	48, 988	0.89	
運輸業	368, 706	6. 68	
卸売・小売業	134, 164	2. 43	
金融・保険業	1, 040, 996	18.85	
不動産業	1, 278, 786	23. 16	
各種サービス業	359, 915	6. 52	
地方公共団体	283, 253	5. 13	
その他	1, 703, 287	30. 84	
海外及び特別国際金融取引勘定分	142, 202	100.00	
政府等	1, 302	0. 92	
金融機関	_	-	
その他	140, 900	99. 08	
合計	5, 664, 102	_	

光线山	平成21年6月30日		
業種別	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	5, 233, 432	100.00	
製造業	252, 043	4. 82	
農業,林業	2	0.00	
漁業	2,600	0.05	
鉱業,採石業,砂利採取業	3, 546	0.07	
建設業	8, 738	0. 17	
電気・ガス・熱供給・水道業	43, 714	0.83	
情報通信業	30, 229	0. 58	
運輸業,郵便業	324, 742	6. 21	
卸売業,小売業	127, 723	2. 44	
金融業,保険業	782, 934	14. 96	
不動産業	992, 356	18.96	
各種サービス業	301, 387	5. 76	
地方公共団体	172, 400	3. 29	
その他	2, 191, 014	41.86	
海外及び特別国際金融取引勘定分	108, 094	100.00	
政府等	1,647	1. 52	
金融機関	_	_	
その他	106, 447	98. 48	
合計	5, 341, 527	_	

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 - 2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。
 - 3. 日本標準産業分類の改定(平成19年11月)に伴い、当四半期連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益状況(単体)

(1) 損益の概要

	前第1四半期会計期間 (百万円)	当第1四半期会計期間 (百万円)	増減(百万円)
	(A)	(B)	(B) - (A)
業務粗利益	24, 219	27, 845	3, 625
金銭の信託運用損益	8, 124	2, 185	△5, 938
経費(除く臨時処理分)	22, 075	17, 471	△4, 603
人件費	9, 154	6, 421	△2, 733
物件費	11, 919	10, 263	△1, 655
税金	1,001	786	△214
実質業務純益	2, 144	10, 373	8, 229
うち債券関係損益	△3, 244	10, 522	13, 767
臨時損益(除く金銭の信託運用損益)	△767	△11,501	△10, 733
株式関係損益	△16	△137	△121
不良債権処理損失	181	10, 081	9, 899
貸出金償却	181	872	690
個別貸倒引当金純繰入額	_	9, 195	9, 195
特定海外債権引当勘定繰入額	_	_	_
その他の債権売却損等	_	13	13
その他臨時損益	△570	△1, 282	△711
経常利益	△741	1, 799	2, 540
特別損益	△607	8, 620	9, 228
うち固定資産処分損益	△132	△120	11
税引前四半期純利益(△は税引前四半期純損 失)	△1, 348	10, 420	11, 769
法人税、住民税及び事業税	△3, 196	△54	3, 141
法人税等調整額	_	_	_
四半期純利益	1, 847	10, 475	8, 627

(注) 1. 業務粗利益= (資金運用収支+金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支+特定取引収支+その他業務収支+金銭の信託運用損益

金銭の信託運用損益は臨時損益に含まれますが、当行が注力している投資銀行業務部門の損益であることから、本来業務にかかる損益ととらえております。

- 2. 実質業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)
- 3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、本表では業務費用から控除されているものであります。
- 4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。本表では、さらに金銭の信託運用損益を除いた金額を記載しております。
- 5. 債券関係損益=国債等債券売却益-国債等債券売却損-国債等債券償却
- 6. 株式関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却
- 7. 前第1四半期の貸倒引当金は全体で2,168百万円の取崩超(うち、一般貸倒引当金については1,552百万円の 取崩)のため、当該金額を特別利益に計上しております。また当第1四半期会計期間の貸倒引当金は全体で 4,557百万円の繰入超(うち、一般貸倒引当金については4,638百万円の取崩)となっております。

2. ROE (単体)

	前第1四半期会計期間(%)	当第1四半期会計期間(%)	
実質業務純益ベース	1. 19	7. 17	
当期純利益ベース	1.02	7. 24	

3. 預金・債券・貸出金の状況 (単体)

(1) 預金・債券・貸出金の残高

	前事業年度(百万円)	当第1四半期会計期間 (百万円)	増減(百万円)
	(A)	(B)	(B) - (A)
預金(末残)	6, 897, 491	7, 519, 251	621, 760
預金(平残)	6, 348, 521	7, 373, 107	1, 024, 586
債券 (末残)	676, 767	622, 279	△54, 488
債券 (平残)	705, 969	655, 792	△50, 177
貸出金(末残)	5, 168, 004	4, 737, 371	△430, 633
貸出金(平残)	5, 345, 547	4, 850, 413	△495, 134

⁽注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

(2) 個人·法人別預金残高(国内)

	前事業年度(百万円) 当第1四半期会計期間 (百万円)		増減(百万円)
	(A)	(B)	(B) - (A)
個人	5, 045, 864	5, 662, 321	616, 457
法人	1, 582, 662	1, 460, 870	△121, 792
合計	6, 628, 526	7, 123, 191	494, 664

⁽注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前事業年度(百万円)	当第1四半期会計期間 (百万円)	増減(百万円)	
	(A)	(B)	(B) - (A)	
消費者ローン残高	860, 539	836, 377	△24, 162	
住宅ローン残高	860, 014	835, 789	△24, 225	
その他ローン残高	525	588	63	

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)及び「告示」の特例である平成20年金融庁告示第79号に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率 (国内基準)

項目		平成21年3月31日	平成21年6月30日	
	78.0			金額(百万円)
	資本金		476, 296	476, 296
	うち非累積的永久優先株		_	_
	新株式申込証拠金		_	_
	資本剰余金		43, 554	43, 554
	利益剰余金		152, 855	157, 761
	自己株式(△)		72, 558	72, 558
	自己株式申込証拠金		_	_
	社外流出予定額(△)		_	_
	その他有価証券の評価差損 (△)		_	_
	為替換算調整勘定		1, 297	1, 728
	新株予約権		1, 808	1, 624
基本的項目 (Tier 1)	連結子法人等の少数株主持分		183, 760	180, 462
(/	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		171, 380	168, 232
	営業権相当額(△)		_	_
	のれん相当額(△)		132, 952	129, 545
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額 (△)	200	44, 791	42, 791
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)		14, 060	13, 241
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額 (△)		15, 173	21, 914
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 (上記各項目の合計額)			
	繰延税金資産の控除金額 (△)			
	計	(A)	580, 036	581, 376
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	(注1)	88, 905	87, 211

項目		平成21年3月31日	平成21年6月30日	
		金額(百万円)	金額 (百万円)	
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額		_	_
	一般貸倒引当金	_	13, 065	12, 565
	適格引当金が期待損失額を上回る額		_	_
補完的項目	負債性資本調達手段等		314, 254	297, 999
(Tier 2)	うち永久劣後債務	(注2)	64, 285	67, 334
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株	(注3)	249, 968	230, 664
	計		327, 319	310, 564
	うち自己資本への算入額	(B)	327, 319	310, 564
準補完的項目	短期劣後債務		_	_
(Tier3)	うち自己資本への算入額	(C)	_	_
控除項目	[目 控除項目(注4) (D)		103, 913	102, 443
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D)	(E)	803, 441	789, 497
	資産(オン・バランス)項目		7, 068, 918	6, 441, 820
	オフ・バランス取引等項目		1, 750, 400	1, 265, 908
	信用リスク・アセットの額	(F)	8, 819, 319	7, 707, 728
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H)/8%)	(G)	340, 229	322, 064
リスク・アセ	(参考) マーケット・リスク相当額	(H)	27, 218	25, 765
ット等	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J)/ 8%)	(I)	461, 494	461, 494
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額	(1)	36, 919	36, 919
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額 が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た 額	(K)	_	_
	計 ((F) + (G) + (I) + (K))	(L)	9, 621, 043	8, 491, 287
連結自己資本	比率(国内基準)=E/L×100(%)		8. 35	9. 29
(参考) Tier	1 比率=A/L×100 (%)		6. 02	6. 84

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を 有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 - 2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 - 3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
 - 4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

項目 -		平成21年3月31	日 平成21年6月30日	
	78.1		金額 (百万円)	金額 (百万円)
	資本金		476, 296	6 476, 296
	うち非累積的永久優先株		_	-
	新株式申込証拠金		_	- -
	資本準備金		43, 558	3 43, 558
	その他資本剰余金		_	
	利益準備金		11, 035	5 11,035
	その他利益剰余金		143, 418	3 153, 893
	その他		171, 380	168, 232
	自己株式 (△)		72, 558	72, 558
	自己株式申込証拠金		_	- -
	社外流出予定額(△)		_	- -
基本的項目	その他有価証券の評価差損 (△)		_	- -
(Tier 1)	新株予約権		1, 808	3 1,624
	営業権相当額(△)		_	
	のれん相当額 (△)		_	
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)		_	- -
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)		13, 801	13, 090
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額 (△)		15, 344	24, 189
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 (上記各項目の合計額)			
	繰延税金資産の控除金額 (△)			
	計	(A)	745, 793	3 744, 803
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	(注1)	88, 905	5 87, 211
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		171, 380	168, 232

	75 D		平成21年3月31日	平成21年6月30日
	項目		金額(百万円)	金額(百万円)
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額		_	_
	一般貸倒引当金		3, 450	3, 342
	適格引当金が期待損失額を上回る額		_	_
補完的項目	負債性資本調達手段等		297, 754	281, 499
(Tier 2)	うち永久劣後債務	(注2)	47, 785	50, 834
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株	(注3)	249, 968	230, 664
	計		301, 204	284, 841
	うち自己資本への算入額	(B)	301, 204	284, 841
準補完的項目	短期劣後債務		_	_
(Tier3)	うち自己資本への算入額	(C)	_	_
控除項目	控除項目(注4)	(D)	75, 014	70, 585
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D)	(E)	971, 983	959, 059
	資産(オン・バランス)項目		7, 286, 384	6, 993, 641
	オフ・バランス取引等項目		1, 062, 234	630, 861
	信用リスク・アセットの額	(F)	8, 348, 619	7, 624, 503
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%)	(G)	308, 126	296, 978
リスク・ア	(参考) マーケット・リスク相当額	(H)	24, 650	23, 758
セット等	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J)/8%)	(I)	218, 792	218, 792
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額	(1)	17, 503	17, 503
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額 が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た 額	(K)	_	_
	計 ((F) + (G) + (I) + (K))	(L)	8, 875, 539	8, 140, 275
単体自己資本	:比率(国内基準)=E/L×100(%)		10.95	11.78
(参考) Tier	1 比率=A/L×100 (%)		8. 40	9. 14
			·	

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を 有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 - 2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 - 3. 告示第41条第1 項第4 号及び第5 号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5 年を超えるものに限られております。
 - 4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(*)優先出資証券の概要

当行は、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、連結自己資本比率(国内基準)における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」及び単体自己資本比率(国内基準)における「基本的項目」の中の「その他」に計上しております。

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	Shinsei FinanceⅡ (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成28年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(但し、金融庁の事前承認が必要)	同左
発行総額	675百万米ドル	579百万米ドル
払込日	平成18年2月23日	平成18年3月23日
配当支払日	毎年7月20日(但し、当該日が営業日でない場 合は翌営業日とする)	毎年7月25日(但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする)
配当率	平成28年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率(年6.418%)が適用される。 それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。	平成28年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率(年7.16%)が適用される。 それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。
配当支払に関す る条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事 由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証 券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事 由、支払不能事由、政府による宣言(注1)が発 生した場合には、配当の支払は停止される。配 当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用さ れる場合には、その適用に応じて配当は停止又 は減額される。停止又は減額された配当は翌年 度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額(前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式(注2)に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。)が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同 割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	Shinsei Finance II (Cayman) Limited
配当支払に関する条件概要(続き)	任意配当停止事由 当行は以下のいずれかの場合にはその裁量に より配当を停止もしくは減額(監督事由でない 場合)することができる。但し、下記(2)の場合 でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合に は、同割合で本優先出資証券に対しても配当を 支払うものとする。停止又は減額された配当は 翌年度以降に累積しない。 (1)監督事由(注3)が発生した場合。 (2)直近に終了した会計年度について当行が 当行普通株式に対する配当を行わない場合。	同左
残余財産請求 権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

発行体	Shinsei Finance III (Cayman) Limited		
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左	
償還期日	定めなし	同左	
任意償還	平成26年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(但し、金融庁の事前承認が必要)	同左	
発行総額	19,000百万円	20,100百万円	
払込日	平成21年3月30日	同左	
配当支払日	毎年7月23日(但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする)	同左	
配当率	平成26年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率 (年5.5%) が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。	平成31年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率(年5.0%)が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。	
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事 由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証 券に対して満額の配当が行われる。	同左	
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事 由、支払不能事由、政府による宣言(注1)が発 生した場合には、配当の支払は停止される。配 当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用さ れる場合には、その適用に応じて配当は停止又 は減額される。停止又は減額された配当は翌年 度以降に累積しない。	同左	
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額(前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式(注2)に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。)が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左	
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同 割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左	

発行体	Shinsei Finance III (Cayman) Limited		
配当支払に関する条件概要(続き)	任意配当停止事由 当行は以下のいずれかの場合にはその裁量に より配当を停止もしくは減額(監督事由でない 場合)することができる。但し、下記(2)の場合 でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合に は、同割合で本優先出資証券に対しても配当を 支払うものとする。停止又は減額された配当は 翌年度以降に累積しない。 (1)監督事由(注3)が発生した場合。 (2)直近に終了した会計年度について当行が 当行普通株式に対する配当を行わない場合。	同左	
残余財産請求 権	当行優先株式と実質的に同順位	同左	

発行体	Shinsei Finance IV (Cayman) Limited		
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左	
償還期日	定めなし	同左	
任意償還	平成26年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(但し、金融庁の事前承認が必要)	同左	
発行総額	2,500百万円	6,600百万円	
払込日	平成21年3月30日	同左	
配当支払日	毎年7月23日(但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする)	同左	
配当率	平成31年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率 (年5.0%) が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。	平成26年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率 (年5.5%) が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。	
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事 由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証 券に対して満額の配当が行われる。	同左	
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事 由、支払不能事由、政府による宣言(注1)が発 生した場合には、配当の支払は停止される。配 当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用さ れる場合には、その適用に応じて配当は停止又 は減額される。停止又は減額された配当は翌年 度以降に累積しない。	同左	
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額(前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式(注2)に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。)が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左	
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同 割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左	

発行体	Shinsei Finance IV (Cayman) Limited		
配当支払に関する条件概要(続き)	任意配当停止事由 当行は以下のいずれかの場合にはその裁量に より配当を停止もしくは減額(監督事由でない 場合)することができる。但し、下記(2)の場合 でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合に は、同割合で本優先出資証券に対しても配当を 支払うものとする。停止又は減額された配当は 翌年度以降に累積しない。 (1)監督事由(注3)が発生した場合。 (2)直近に終了した会計年度について当行が 当行普通株式に対する配当を行わない場合。	同左	
残余財産請求 権	当行優先株式と実質的に同順位	同左	

(注) 1. 破産事由:破産法に基づく破産手続の開始決定

更生事由:会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定

清算事由:会社法に基づく解散や清算手続の開始

民事再生事由:民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定

支払不能事由:①債務不履行又はその恐れのある場合、又は当該配当により債務不履行又はその恐れの

ある場合。

②債務超過であるか又は当該配当により債務超過となる場合。

政府による宣言:監督当局が、当行が支払不能又は債務超過の状態にあること、あるいは当行を公的管理下に置くこと、又は第三者に譲渡することを宣言した場合。

- 2. 当行により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。
- 3. 当行の自己資本比率又は基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、 又は当該配当により下回ることとなる場合。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った 債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1.から3.までに掲げる 債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成21年3月31日	平成21年6月30日	
頃惟り区力	金額(億円)	金額(億円)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	833	1, 162	
危険債権	557	581	
要管理債権	69	134	
正常債権	56, 697	49, 580	

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期における連結キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、債券貸借取引支払保証金の増加、借用金、コールマネー等の減少に対して、預金、譲渡性預金の増加、及び貸出金の減少等により6,654億円の収入(前年同四半期連結会計期間は5,628億円の収入)、投資活動によるキャッシュ・フローは、流動性準備を目的とした国債の取得等による支出が、売却・償還を大幅に上回ったこと等から9,736億円の支出(同5,720億円の支出)、また財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の買戻しに係る支出等により138億円の支出(同74億円の支出)となりました。この結果、当第1四半期末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ3,220億円減少し、1,612億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

前連結会計年度の有価証券報告書において当行グループの対処すべき課題として3項目を掲げました。本四半期報告書における重要な変更(課題3)及び新たに発生したもの(課題4)は次のとおりであります。

3. 経営健全化計画の達成

当行は、平成19年3月期決算の収益実績が経営健全化計画の目標値と大幅に乖離したことから、平成19年6月に金融庁より業務改善命令を受けております。また、平成21年3月期においても、米国・欧州そして日本における市場環境悪化の影響や、子会社アプラスに対する投資有価証券の減損処理などから、単体実質業務損失が653億円、単体当期純損失が1,570億円となり、経営健全化計画を大幅に下回る結果となったことから、平成21年7月に金融庁から業務改善命令を受けました。公的資金による資本注入を受けている銀行としまして、経営健全化計画を達成できなかったことは誠に遺憾であります。今後、両業務改善命令に基づく業務改善計画、及びその内容を反映した経営健全化計画の修正計画を提出する予定でありますが、さらに、同計画を達成するよう、より一層、各業務における収益基盤の強化、経費の効率的運用を含めた業務の改善に向けて、全行が一丸となって業務に取り組んでまいる所存でございます。

(注記) 3については、子会社等を含まない記述となっております。

4. あおぞら銀行との合併に向けた取り組み

当行は、平成21年7月1日に株式会社あおぞら銀行と対等比率による両行の合併(平成22年10月を予定)に向けて合意し、同日付けでAlliance Agreement (統合契約) に調印いたしました。

今回、両行が対等合併することは、長期的・安定的な収益力を持ち、全てのステークホールダーにとっての価値の最大を実現する、特色ある金融機関の誕生につながるものと考えております。新しく誕生する銀行においては、よりバランスのとれた流動性と資本の組み合わせにより競争力を高め、幅広い顧客層に対して効率的かつ安定した金融仲介機能を提供してまいりたいと考えております。

今後は、両行の最高経営責任者を共同委員長とする統合委員会、及び両行最高経営責任者への助言機関である統合アドバイザリーグループ等を通じて合併契約書の締結を含む合併に向けた具体的な協議及び準備を進めてまいります。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 【主要な設備の状況】

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 【設備の新設、除却等の計画】

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

- 1【株式等の状況】
 - (1) 【株式の総数等】
 - ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)	
普通株式	4, 000, 000, 000	
計	4, 000, 000, 000	

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成21年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2, 060, 346, 891	2, 060, 346, 891	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であり、単元株式数は、1,000株であります。
計	2, 060, 346, 891	2, 060, 346, 891	_	_

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21並びに会社法第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、 次のとおりであります。

(イ) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数 (個)	5,746 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	5,746,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき684円 (注)3
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月1日 至 平成26年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額	権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
 - 2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

調整後行使価額=調整前行使価額×

既発行株式数+分割・新規発行による増加株式数 (株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ロ) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成16年9月17日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	7 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき646円 (注)3
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月1日 至 平成26年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき646円とし、その うち1株につき323円を資本に組み入れる。ただし、新株予約 権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額 は生じない。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成16年9月17日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第2回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
 - 2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

既発行株式数+ 新規発行株式数×1株当たりの払込金額 分割・併合・新規発行前の株価

調整後行使価額=調整前行使価額×-

既発行株式数+分割・新規発行による増加株式数 (株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ハ) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成16年12月2日開催の取締役会決議

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成21年 6 月30日)
新株予約権の数(個)	25 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注)3
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月1日 至 平成26年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、その うち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約 権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額 は生じない。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成16年12月2日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員との間で締結した第3回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_

⁽注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

既発行株式数+ 新規発行株式数×1株当たりの払込金額 分割・併合・新規発行前の株価
 既発行株式数+分割・新規発行による増加株式数
 (株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(二) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成17年5月24日開催の取締役会決議

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成21年 6 月30日)
新株予約権の数(個)	250 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき551円 (注)3
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月1日 至 平成26年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき551円とし、その うち1株につき276円を資本に組み入れる。ただし、新株予約 権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額 は生じない。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成17年5月24日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第4回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
 - 2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

既発行株式数+ 新規発行株式数×1株当たりの払込金額 分割・併合・新規発行前の株価
 既発行株式数+分割・新規発行による増加株式数
 (株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ホ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数 (個)	3, 107 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	3, 107, 000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注)3
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、その うち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約 権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額 は生じない。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第5回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の行使の条件	・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第5回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
 - 2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

既発行株式数+ 新規発行株式数×1株当たりの払込金額 分割・併合・新規発行前の株価
 既発行株式数+分割・新規発行による増加株式数
 (株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(へ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数 (個)	2,007 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	2,007,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注)3
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、その うち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約 権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額 は生じない。

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成19年7月1日以降とし、さらに平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第6回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第6回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
 - 2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ト) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	776 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	776,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注)3
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、その うち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約 権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額 は生じない。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第7回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第7回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
 - 2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

既発行株式数+ 新規発行株式数×1株当たりの払込金額 分割・併合・新規発行前の株価

調整後行使価額=調整前行使価額×-

既発行株式数+分割・新規発行による増加株式数

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(チ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	247 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	247,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注)3
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額	権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第8回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第8回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
 - 2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

既発行株式数+分割・新規発行による増加株式数 (株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(リ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成17年9月23日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数 (個)	157 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	157,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注)3
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第9回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成17年9月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第9回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
 - 2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

既発行株式数+ 新規発行株式数×1株当たりの払込金額 分割・併合・新規発行前の株価

調整後行使価額=調整前行使価額×-

既発行株式数+分割・新規発行による増加株式数 (株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ヌ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成17年9月23日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数 (個)	45 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	45,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注)3
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。 ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行
新株予約権の行使の条件	が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第10回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成17年9月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第10回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
 - 2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

| 既発行株式数+ 新規発行株式数×1株当たりの払込金額 | 分割・併合・新規発行前の株価 | 既発行株式数+分割・新規発行による増加株式数 (株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ル) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年2月28日開催の取締役会決議

(ル) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議	養及び平成18年2月28日開催の取締役会決議 □
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	41 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	41,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき774円 (注)3
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき774円とし、その うち1株につき387円を資本に組み入れる。ただし、新株予約 権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額 は生じない。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第11回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。・ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年2月28日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第11回新株予約権付与契約の定めるところによる。

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
 - 2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

既発行株式数 + 新規発行株式数×1株当たりの払込金額
分割・併合・新規発行前の株価調整後行使価額=調整前行使価額×既発行株式数+分割・新規発行による増加株式数
(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ヲ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年2月28日開催の取締役会決議

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成21年 6 月30日)
新株予約権の数(個)	7 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき774円 (注)3
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき774円とし、その うち1株につき387円を資本に組み入れる。ただし、新株予約 権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額 は生じない。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行 が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予 約権の相続を認める。

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第12回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年2月28日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第12回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
 - 2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

既発行株式数+ 新規発行株式数×1株当たりの払込金額 分割・併合・新規発行前の株価
 既発行株式数+分割・新規発行による増加株式数
 (株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ワ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	3, 263 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	3, 263, 000 (注)2

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成21年 6 月30日)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3
新株予約権の行使期間	自 平成20年6月1日 至 平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、その うち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約 権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額 は生じない。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、原則として平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第13回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第13回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
 - 2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(カ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数 (個)	2,120 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2, 120, 000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3
新株予約権の行使期間	自 平成18年6月1日 至 平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成20年6月1日以降とし、さらに平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第14回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第14回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_
	l .

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
 - 2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

既発行株式数+ 新規発行株式数×1株当たりの払込金額 分割・併合・新規発行前の株価
 既発行株式数+分割・新規発行による増加株式数

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ヨ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数 (個)	817 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	817,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3
新株予約権の行使期間	自 平成20年6月1日 至 平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第15回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第15回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_
	I.

⁽注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

既発行株式数+ 新規発行株式数×1株当たりの払込金額 分割・併合・新規発行前の株価
 既発行株式数+分割・新規発行による増加株式数
 (株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(タ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

(タ) 平成17年6月24日第5期定時休土総会次請	後及の平成18年 5 月23日開催の取締役会決議
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	39 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	39,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3
新株予約権の行使期間	自 平成18年6月1日 至 平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、その うち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約 権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額 は生じない。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第16回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第16回新株予約権付与契約の定めるところによる。

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
 - 2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

既発行株式数+ 新規発行株式数×1株当たりの払込金額 分割・併合・新規発行前の株価
 既発行株式数+分割・新規発行による増加株式数
 (株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(レ) 平成18年6月27日第6期定時株主総会決議及び平成19年5月9日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,953 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,953,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき555円 (注)3
新株予約権の行使期間	自 平成21年6月1日 至 平成29年5月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき555円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行 が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予 約権の相続を認める。

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第17回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式(優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対域に対して対象に対しては対象に対して対象に対して対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対
	得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。)を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び平成19年5月9日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第17回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換 又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新 設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株 予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併に より設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社 の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割に より設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親 会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の 新株予約権が交付されうる。(注)4

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
 - 2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を 発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

| 既発行株式数+ 新規発行株式数 × 1株当たりの払込金額 | 株式の併合又は分割・新規発行前の株価 | 既発行株式数+株式の分割・新規発行による増加株式数 (株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。
- ①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

- ③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(行使価額) 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを 切り上げる。
- ④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる 事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ソ) 平成18年6月27日第6期定時株主総会決議及び平成19年5月9日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,077 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,077,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき555円 (注)3
新株予約権の行使期間	自 平成19年6月1日 至 平成29年5月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき555円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行 が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予 約権の相続を認める。

	第1四半期会計期間末現在
	(平成21年6月30日)
	・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第18回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行
新株予約権の行使の条件	普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式(優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。)を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び平成19年5月9日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第18回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換 又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新 設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株 予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併に より設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社 の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割に より設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親 会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の 新株予約権が交付されうる。(注)4

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
 - 2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を 発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

| 既発行株式数+ 新規発行株式数 × 1株当たりの払込金額 | 株式の併合又は分割・新規発行前の株価 | 既発行株式数+株式の分割・新規発行による増加株式数 (株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。
- ①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

- ②新株予約権の目的である株式の数
 - 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。
- ③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(行使価額) 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを 切り上げる。
- ④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる 事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ツ) 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数 (個)	140 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき527円 (注)3
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成29年6月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき527円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行 が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予 約権の相続を認める。

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、平成21年7月1日から平成23年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第19回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式(優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。)を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する第19回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換 又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新 設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株 予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併に より設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社 の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割に より設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親 会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の 新株予約権が交付されうる。(注)4

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
 - 2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済 株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がその事業 に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことが できるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を 発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。 既発行株式数+株式の分割・新規発行による増加株式数 (株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。
- ①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

- ②新株予約権の目的である株式の数
 - 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。
- ③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(行使価額) 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを 切り上げる。
- ④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる 事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ネ) 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び平成20年5月14日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	2,086(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2, 086, 000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき416円(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成22年6月1日至 平成30年5月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき416円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成22年6月1日以降とし、さらに平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第20回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種および乙種優先株式の取得請求権の行使に基づく当行による取得の対価として交付された当行普通株式を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び平成20年5月14日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締
新株予約権の譲渡に関する事項	結する第20回新株予約権付与契約の定めるところによる。 ・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換 又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新 設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株 予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併に より設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社 の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割に より設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親 会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の 新株予約権が交付されうる。(注)4

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
 - 2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

| 既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1株当たりの払込金額 | 株式の併合又は分割・新規発行前の株価 | 既発行株式数 + 株式の併合又は分割・新規発行前の株価 | 既発行株式数 + 株式の分割・新規発行による増加株式数 (株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済 株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がその事業 に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うこと ができるものとする。

- 4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。
- ①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

- ②新株予約権の目的である株式の数
 - 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。
- ③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(行使価額) 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを 切り上げる。
- ④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる 事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ナ) 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び平成20年5月14日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,074 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	1,074,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき416円(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成20年6月1日至 平成30年5月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき416円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成22年6月1日以降とし、さらに平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第21回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入れその他切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種および乙種優先株式の取得請求権の行使に基づく当行による取得の対価として交付された当行普通株式を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び平成20年5月14日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締
新株予約権の譲渡に関する事項	結する第21回新株予約権付与契約の定めるところによる。 ・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換 又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新 設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株 予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併に より設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社 の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割に より設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親 会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の 新株予約権が交付されうる。(注)4

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
 - 2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を 発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

| 既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1株当たりの払込金額 | 株式の併合又は分割・新規発行前の株価 | 既発行株式数 + 株式の分割・新規発行による増加株式数 (株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。
- ①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

- ②新株予約権の目的である株式の数
 - 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。
- ③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(行使価額) 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを 切り上げる。
- ④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる 事由等
 - 合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。
- ⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ラ) 平成20年6月25日第8期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	203 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	203,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき407円(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日至 平成30年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき407円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	 ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、平成22年7月1日から平成24年6月30日までの間は、付与された本新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限るものとする。ただし、第22回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種および乙種優先株式の取得請求権の行使に基づく当行による取得の対価として交付された当行普通株式を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成20年6月25日開催の第8期定時株主総会及び同日開催の当行取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する第22回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換 又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新 設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株 予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併に より設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社 の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割に より設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親 会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の 新株予約権が交付されうる。 (注)4

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
 - 2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を 発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

| 大学学院 | 大学学院

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。
- ①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

- ②新株予約権の目的である株式の数
 - 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予 約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。
- ③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(行使価額) 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これ を切り上げる。
- ④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等
 - 合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。
- ⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ム) 平成20年6月25日第8期定時株主総会決議及び平成20年11月12日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	85 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	85,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき221円 (注)3
新株予約権の行使期間	自 平成22年12月1日至 平成30年11月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき221円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	 ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、平成22年12月1日から平成24年11月30日までの間は、付与された本新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限るものとする。ただし、第23回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種および乙種優先株式の取得請求権の行使に基づく当行による取得の対価として交付された当行普通株式を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成20年6月25日開催の第8期定時株主総会及び平成20年11月12日開催の当行取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する第23回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換 又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新 設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株 予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併に より設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社 の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割に より設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親 会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の 新株予約権が交付されうる。 (注)4

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
 - 2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を 発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

| 大学学院 | 大学学院

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。
- ①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

- ②新株予約権の目的である株式の数
 - 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予 約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。
- ③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(行使価額) 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これ を切り上げる。
- ④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等
 - 合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。
- ⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成21年4月1日~		9 060 246		476 906 060		49 EEO 997
平成21年6月30日		2, 060, 346		476, 296, 960		43, 558, 337

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成21年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式	大数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式		_	_	_
議決権制限株式(自己株式等)		_	_	_
議決権制限株式(その他)		_	_	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式	96, 427, 000	_	単元株式数1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式	1, 963, 758, 000	1, 963, 758	(注) 1
単元未満株式	普通株式	161, 891	_	(注) 2
発行済株式総数		2, 060, 346, 891	_	_
総株主の議決権		_	1, 963, 758	_

- (注) 1. 株式会社証券保管振替機構名義の株式が8,000株 (議決権8個) 含まれております。
 - 2. 当行所有の自己株式が38株含まれております。

②【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町 二丁目1番8号	96, 427, 000	_	96, 427, 000	4. 68
計	_	96, 427, 000	_	96, 427, 000	4. 68

(注)上記「①発行済株式」の「完全議決権株式(自己株式等)」の内訳であります。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	145	147	165
最低 (円)	102	126	129

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は次のとおりであります。

- (1) 取締役の状況 該当事項はありません。
- (2) 執行役の状況
 - ① 新任執行役 該当事項はありません。
 - ② 退任執行役 該当事項はありません。
 - ③ 役職の異動 該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき作成し、当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21 年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)の四半期連結財務諸表に ついて、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。

なお、有限責任監査法人トーマツは、有限責任監査法人へ移行したことにより、平成21年7月1日付で監査法人トーマツから名称を変更しております。

(単位:百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
現金預け金	**2 294, 984	^{*2} 605, 089
コールローン及び買入手形	19, 690	_
債券貸借取引支払保証金	235, 393	280
買入金銭債権	*2 415, 311	^{*2} 408, 035
特定取引資産	*2 287, 815	^{*2} 375, 107
金銭の信託	339, 432	348, 840
有価証券	*2 3, 262, 378	*2 2, 174, 198
貸出金	*1, *2 5, 341, 527	*1, *2 5, 876, 910
外国為替	11, 949	37, 138
リース債権及びリース投資資産	*2 228, 103	^{*2} 232, 554
その他資産	*1, *2, *3 1, 070, 520	*1, *2, *3 1, 125, 768
有形固定資産	*2, *4 49, 632	*2, *4 50, 964
無形固定資産	*5, *6 203, 572	^{*5, *6} 209, 175
債券繰延資産	161	161
繰延税金資産	25, 353	22, 254
支払承諾見返	666, 069	675, 225
貸倒引当金	△202, 572	△192, 511
資産の部合計	12, 249, 324	11, 949, 196

(単位:百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
預金	^{*2} 6, 599, 203	*2 6, 012, 455
譲渡性預金	395, 414	259, 659
債券	621, 579	675, 567
コールマネー及び売渡手形	*2 155, 500) *2 281, 513
売現先勘定	*2 60, 975	5 *2 53, 805
債券貸借取引受入担保金	*2 598, 892	2 *2 569, 566
コマーシャル・ペーパー	^{*2} 99	9 *2 198
特定取引負債	217, 089	307, 562
借用金	*2 879, 550) *2 1,012,324
外国為替	10) 4
短期社債	23, 500	11,500
社債	236, 425	5 *2 266, 489
その他負債	*2 805, 018	819,900
賞与引当金	3, 869	5 10, 425
役員賞与引当金	40	318
退職給付引当金	17, 980	18, 219
役員退職慰労引当金	237	7 23-
利息返還損失引当金	157, 958	193, 850
固定資産処分損失引当金	7, 308	7, 559
訴訟損失引当金	3, 662	3, 665
特別法上の引当金	4	1
繰延税金負債	1, 487	
支払承諾	<u>*2</u> 666, 069	9 ×2 675, 225
負債の部合計	11, 451, 867	7 11, 181, 714
純資産の部		
資本金	476, 296	476, 296
資本剰余金	43, 554	43, 554
利益剰余金	157, 76	152, 855
自己株式	<u></u>	\triangle 72, 558
株主資本合計	605, 053	600, 14
その他有価証券評価差額金	△12, 808	38,813
繰延ヘッジ損益	△3, 568	△2, 996
為替換算調整勘定	1, 728	1, 297
評価・換算差額等合計	<u></u>	
新株予約権	1,624	
少数株主持分	205, 428	
純資産の部合計	797, 457	
負債及び純資産の部合計	12, 249, 324	•
ス IX 人 U N I I I I I I I I I I I I I I I I I I	12, 243, 325	11, 543, 130

(2) 【四半期連結損益計算書】 【第1四半期連結累計期間】

(単位:百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
経常収益	142, 020	155, 644
資金運用収益	60, 773	79, 344
(うち貸出金利息)	47, 362	68, 382
(うち有価証券利息配当金)	11, 106	8, 856
役務取引等収益	14, 929	12, 475
特定取引収益	4, 696	4, 304
その他業務収益	*1 56,856	^{*1} 56, 134
その他経常収益	*2 4,764	*2 3, 385
経常費用	134, 221	159, 784
資金調達費用	25, 066	21,874
(うち預金利息)	10,886	13, 998
(うち借用金利息)	4, 238	3, 281
(うち社債利息)	4, 137	2, 059
役務取引等費用	5, 622	7, 528
特定取引費用	1,918	4, 702
その他業務費用	**3 46, 510	*3 35, 280
営業経費	^{**4} 44, 215	^{*4} 50, 584
その他経常費用	*5 10,888	^{**5} 39, 813
経常利益又は経常損失 (△)	7, 798	△4, 140
特別利益	^{*6} 11, 049	*6 12, 608
特別損失	** ⁷ 3, 984	1, 067
税金等調整前四半期純利益	14, 863	7, 400
法人税、住民税及び事業税	2,061	382
法人税等調整額	△2, 339	△858
法人税等合計		△475
少数株主利益	4, 279	2, 703
四半期純利益	10, 863	5, 172

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	14, 863	7, 400
減価償却費 (リース賃貸資産を除く)	3, 212	3,710
のれん償却額	2,060	3, 387
無形資産償却額	928	2,000
持分法による投資損益(△は益)	$\triangle 432$	5, 132
貸倒引当金の増減 (△)	△17, 506	10,061
利息返還損失引当金の増減額(△は減少)	△4, 906	△35, 891
資金運用収益	_	△79, 344
資金調達費用	_	21,874
為替差損益(△は益)	△13, 078	413
社債等消却益	_	△9, 448
特定取引資産の純増(△)減	44, 325	88, 529
特定取引負債の純増減 (△)	△46, 061	△90, 477
貸出金の純増(△)減	△39, 152	514, 467
預金の純増減(△)	194, 636	586, 343
譲渡性預金の純増減 (△)	107, 853	135, 754
債券の純増減(△)	22, 167	△ 53, 988
借用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減 (△)	△68, 424	△132, 955
社債(劣後特約付社債を除く)の純増減(△)	△8, 090	7, 007
預け金(無利息預け金を除く)の純増(△)減	△55, 088	△11,935
コールローン等の純増(△)減	△313, 342	△19,690
買入金銭債権の純増(△)減	9, 439	△3, 050
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減	△85, 357	△235, 112
コールマネー等の純増減 (△)	141, 718	△118, 842
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	715, 122	29, 326
短期社債(負債)の純増減(△)	27, 700	12,000
信託勘定借の純増減 (△)	△1, 482	△4, 921
資金運用による収入	58, 445	79, 238
資金調達による支出	△24, 927	△15, 794
売買目的有価証券の純増(△)減	3, 113	9, 196
運用目的の金銭の信託の純増(△)減	7, 602	6, 963
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減	8, 281	8, 274
その他	△115,818	△51,629
小計	567, 801	668, 000
法人税等の支払額	<u></u>	△2, 573
営業活動によるキャッシュ・フロー	562, 837	665, 426

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△998, 025	$\triangle 1,578,995$
有価証券の売却による収入	60, 619	285, 227
有価証券の償還による収入	354, 140	322, 701
金銭の信託の設定による支出	△10, 328	△7, 543
金銭の信託の解約及び配当による収入	6, 250	9, 413
有形固定資産(リース賃貸資産を除く)の取得 よる支出	△1,081	△1, 337
有形固定資産(リース賃貸資産を除く)の売却 よる収入	19, 336	17
その他	$\triangle 2,912$	△3, 092
投資活動によるキャッシュ・フロー	△572, 001	△973, 609
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付社債の償還による支出	△765	△13, 392
少数株主からの払込みによる収入	749	_
配当金の支払額	\triangle 5, 773	_
少数株主への配当金の支払額	△1, 620	△348
その他	△88	△122
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7, 498	△13, 863
現金及び現金同等物に係る換算差額	10	21
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△16, 651	△322, 024
現金及び現金同等物の期首残高	405, 926	483, 259
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 389, 275	* 161, 234

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 株式会社アプラスパーソナルローン及び株式会社アプラスクレジットは 設立により、当第1四半期連結会計期間から連結しております。 また、株式会社アプラスビジネスサービスは清算により、株式会社エス・エス・ソリューションズは昭和リース株式会社との合併により、ビッグスカイ2008-1特定目的会社は実質的な支配力の喪失により、連結の範囲から除外しております。 (2) 変更後の連結子会社の数 125社
2. 持分法の適用に関する事項の変更	 (1) 持分法適用関連会社 ① 持分法適用関連会社の変更

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1. 減価償却費の算定方法	定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の 額を期間按分する方法により算定しております。
2. 貸倒引当金の計上方法	「破綻先」及び「実質破綻先」に係る債権等並びに「破綻懸念先」及び「要管理先」等で個別の予想損失額を引き当てている債権等以外の債権に対する貸倒引当金については、平成21年3月期の予想損失率を適用して計上しております。
3. 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断については、一時差異の発生状況について前連結会計年度末から大幅な変動がないと認められる場合は、前連結会計年度末の検討において使用した将来の業績予測及びタックス・プランニングの結果を利用しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
税金費用の計算	税金費用は、当第1四半期連結会計期間を含む年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じることにより算定しております。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「資金運用収益」(前第1四半期連結累計期間 \triangle 60,773百万円)及び「資金調達費用」(同25,066百万円)については、当第1四半期連結累計期間より区分掲記しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)

※1. 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。

破綻先債権額 39,560百万円

延滞債権額213,286百万円3カ月以上延滞債権額13,857百万円

貸出条件緩和債権額 61,675百万円

また、「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。

破綻先債権額 482百万円

延滞債権額 4,521百万円

3カ月以上延滞債権額 1,162百万円

貸出条件緩和債権額 8,539百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※2. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 783百万円 買入金銭債権 47,380百万円 特定取引資産 18,068百万円 有価証券 896,231百万円 貸出金 194,576百万円 リース債権及びリース投資資産 17,961百万円 その他資産 783百万円

1.393百万円

909百万円

担保資産に対応する債務

有形固定資産

支払承諾

預金 1,257百万円 コールマネー及び売渡手形 150,000百万円 売現先勘定 60,975百万円 債券貸借取引受入担保金 598,892百万円 コマーシャル・ペーパー 99百万円 借用金 152,944百万円

その他負債 24百万円

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券235,055百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は187 百万円、保証金は22,453百万円、デリバティブ取引の 差入担保金は10,466百万円であります。

※3. その他資産には、割賦売掛金393,316百万円が含まれております。

前連結会計年度末(平成21年3月31日)

※1. 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。

破綻先債権額 39,549百万円

延滞債権額 178,540百万円

3カ月以上延滞債権額 5,917百万円

貸出条件緩和債権額 59,669百万円

また、「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。

破綻先債権額 766百万円

延滞債権額 4.318百万円

3カ月以上延滞債権額 1,030百万円

貸出条件緩和債権額 9,437百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※2. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 783百万円 買入金銭債権 47,380百万円

特定取引資產 15,669百万円

有価証券 964,554百万円

貸出金 438,946百万円

リース債権及びリース投資資産 20,034百万円 その他資産 842百万円

有形固定資産 1,398百万円

担保資産に対応する債務

預金 988百万円

コールマネー及び売渡手形 250,000百万円

売現先勘定 53,805百万円

債券貸借取引受入担保金 569,205百万円

コマーシャル・ペーパー 198百万円

借用金 225,754百万円

社債 9,868百万円

その他負債 24百万円

支払承諾 909百万円

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 215,813百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は 1,339百万円、保証金は24,308百万円、デリバティブ 取引の差入担保金は6,865百万円であります。

※3. その他資産には、割賦売掛金404,702百万円が含まれております。

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)

※4. 有形固定資産の減価償却累計額 90,828百万円

※5. のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産に含めて表示しております。

相殺前の金額は、次のとおりであります。

のれん

136,230百万円

負ののれん

6,684百万円

差引額

129,545百万円

※6. 無形固定資産には、連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産42,791百万円が含まれております。

前連結会計年度末 (平成21年3月31日)

※4. 有形固定資産の減価償却累計額

96,408百万円

※5. のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産に含めて表示しております。

相殺前の金額は、次のとおりであります。

のれん

139,708百万円

負ののれん

6,756百万円

差引額

132,952百万円

※6. 無形固定資産には、連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無 形資産44,791百万円が含まれております。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

- ※1. その他業務収益には、リース収入37,126百万円を含 んでおります。
- ※2. その他経常収益には、金銭の信託運用益3,500百万 円を含んでおります。
- ※3. その他業務費用には、リース原価32,895百万円を含 んでおります。
- ※4. 営業経費には、のれん償却額2,060百万円並びに株 式会社アプラス、昭和リース株式会社及びシンキ株式 会社並びにそれらの連結子会社に対する支配権獲得時 における全面時価評価法の適用により計上された無形 資産の償却額928百万円を含んでおります。
- ※5. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額7,888百万 円及び金銭の信託運用損119百万円を含んでおりま
- ※6. 特別利益には、固定資産処分益10,351百万円を含ん でおります。
- ※7. 特別損失には、固定資産処分損失引当金繰入額 3,032百万円を含んでおります。

- ※1. その他業務収益には、リース収入28,095百万円を含 んでおります。
- ※2. その他経常収益には、金銭の信託運用益1,418百万 円を含んでおります。
- ※3. その他業務費用には、リース原価23,923百万円を含 んでおります。
- ※4. 営業経費には、のれん償却額3,387百万円並びに株 式会社アプラス、昭和リース株式会社、シンキ株式会 社及び新生フィナンシャル株式会社並びにそれらの連 結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価 法の適用により計上された無形資産の償却額2,000百 万円を含んでおります。
- ※5. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額24,592百万 円及び金銭の信託運用損1,294百万円を含んでおりま
- ※6. 特別利益には、社債消却益9,448百万円を含んでお ります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日

至 平成20年6月30日)

※. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸 借対照表に掲記されている科目の金額との関係

平成20年6月30日現在

現金預け金勘定 544,913 百万円 △155,638 百万円 有利息預け金

現金及び現金同等物 389, 275 百万円 当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日

至 平成21年6月30日)

※. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸 借対照表に掲記されている科目の金額との関係

平成21年6月30日現在

現金預け金勘定

294,984 百万円

有利息預け金

△133,750 百万円

現金及び現金同等物

161,234 百万円

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当第1四半期連結会計期間末株式数
発行済株式	
普通株式	2, 060, 346
合計	2, 060, 346
自己株式	
普通株式	96, 427
合計	96, 427

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行のストック・オプションとしての新株予約権であります。

3. 配当に関する事項 該当ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

海外経常収益の連結経常収益に占める割合が10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

海外経常収益の連結経常収益に占める割合が10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当第1四半期連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年6月30日現在)

	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	427, 398	430, 759	3, 361
社債	75, 330	76, 878	1, 548
その他	57, 611	52, 076	△5, 535
合計	560, 341	559, 715	△625

- (注) 時価は、当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。
 - 2. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年6月30日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	18, 430	16, 082	△2, 347
債券	1, 887, 163	1, 890, 739	3, 575
国債	1, 867, 723	1, 872, 099	4, 375
地方債	1,714	1,772	57
社債	17, 725	16, 867	△857
その他	302, 233	296, 574	△5, 658
合計	2, 207, 827	2, 203, 396	△4, 430

- (注) 1. 四半期連結貸借対照表計上額は、当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 - 2. 「その他」は主として外国債券であります。
 - 3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって四半期連結貸借対照表価額とし、評価差額を当第1四半期連結累計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という)しております。当第1四半期連結累計期間におけるこの減損処理額は482百万円であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先

時価が取得原価に比べて下落

要注意先

時価が取得原価に比べて30%以上下落

正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻 先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が 大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先と は破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(追加情報)

変動利付国債は、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当第1四半期連結会計期間末も引き続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当第1四半期連結会計期間末においては、市場価格に代えて合理的に算定された価額をもって四半期連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって四半期連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ3,274百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーから入手した理論価格としております。当該価格は、 国債のフォワードカーブに基づいて算出した将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローの現在価値(コンベクシティ調整後)と変動利付国債に係るゼロ・フロア・オプション価値の合計値であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

3. 保有目的を変更した有価証券

平成20年10月1日付で「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」に保有目的を変更した外国債券のうち、当第1四半期連結会計期間末において「満期保有目的の債券」の区分に計上しているものは下記のとおりであります。

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの(平成21年6月30日現在)

	時価(百万円)	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	四半期連結貸借対照表に計 上されたその他有価証券評 価差額金の額(百万円)
その他(外国債券)	40, 352	47, 039	△8, 161

(注) 上記時価は、ブローカーから入手した価格によっております。

(金銭の信託関係)

当第1四半期連結会計期間末

- 1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成21年6月30日現在) 該当ありません。
- 2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成21年6月30日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	110, 600	110, 600	_

(注) 四半期連結貸借対照表計上額は、当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づき計上したものであります。

当第1四半期連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成21年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品	金利先物	225, 801	△25	△25
取引所	金利オプション	37, 247	21	△5
	金利先渡契約	_	_	_
	金利スワップ	11, 834, 114	56, 147	56, 147
店頭	金利スワップション	4, 372, 000	△51, 359	$\triangle 42,696$
	金利オプション	201, 357	△230	△317
	その他	_	_	_
	合計	_	4, 553	13, 101

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協 会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載か ら除いております。
 - 2. デリバティブ取引の評価に際しては、合理的な方法に基づいて算定した信用リスク及び流動性リスクを特定取引資産等の減価により反映させており、当第1四半期連結会計期間末における減価額の合計はそれぞれ1,607百万円及び4,461百万円であります。なお、以下(6)クレジットデリバティブ取引までの各取引に記載されている数値は、当該リスク減価前の数値であります。

(2) 通貨関連取引 (平成21年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価 (百万円)	評価損益(百万円)
金融商品	通貨先物	_	_	_
取引所	通貨オプション	_	_	_
	通貨スワップ	1, 387, 593	△50, 222	△50, 222
店頭	為替予約	3, 331, 246	7, 845	7, 845
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	通貨オプション	14, 446, 440	14, 766	34, 601
	その他	_	_	_
	合計	_	△27, 610	△7, 774

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の四半期連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成21年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価 (百万円)	評価損益(百万円)
	株式指数先物	11, 988	1, 748	1, 748
金融商品取引所	株式指数オプション	96, 920	5, 290	2, 892
1,51	個別株オプション	_	_	_
	有価証券店頭オプション	114, 904	7, 425	4, 133
店頭	有価証券店頭指数等スワップ	1,000	77	77
	その他	191, 408	16, 368	16, 345
	合計	_	30, 910	25, 197

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引 (平成21年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品	債券先物	4, 533	△18	△18
取引所	債券先物オプション	_	_	_
古話	債券店頭オプション	_	_	_
店頭	その他	_	_	_
	合計	_	△18	△18

- (注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 - (5) 商品関連取引(平成21年6月30日現在) 該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成21年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプシ ョン	2, 562, 327	11, 179	11, 179
	その他	_	_	_
	合計	_	11, 179	11, 179

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

- 1. ストック・オプションにかかる当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名 四半期連結財務諸表への影響額に重要性がないため、記載しておりません。
- 2. 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容 該当ありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	300. 62	284. 95

2. 1株当たり四半期純利益金額等

		前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	円	5. 53	2. 63

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 2. 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

1 1 7 M 1 C 7 日 1 7 M 1 M 1 M 1 M 1 M 1 M 1 M 1 M 1 M 1			
		前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益	百万円	10, 863	5, 172
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る四半期純利益	百万円	10, 863	5, 172
普通株式の期中平均株式数	千株	1, 963, 909	1, 963, 919

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

(株式会社あおぞら銀行との合併に係る統合契約の締結)

当行は、平成21年7月1日に株式会社あおぞら銀行(以下「あおぞら銀行」)と、株主の承認と関係当局の認可等を前提に、対等比率による両行の合併に向けて合意し、同日付けで、合併の方法、合併比率等、合併の基本的枠組みを定めるAlliance Agreement (統合契約)を締結いたしました。

その内容等につきましては以下のとおりであります。

1. 合併の目的

両行の合併により、一定レベルの規模を確保し、強固な財務基盤を構築するとともに、収益力を向上させ、全てのステークホールダーにとっての価値の増大を実現する金融機関となることを目的としております。統合後の銀行においては、よりバランスのとれた流動性と資本の組み合わせにより競争力を高め、幅広い顧客層に対して効率的かつ安定した金融仲介機能を提供してまいりたいと考えております。

2. 合併の方法

当行を存続会社とし、あおぞら銀行を消滅会社とする吸収合併

3. 合併に係る割当ての内容

合併比率は1対1と致します。

これにより、あおぞら銀行の普通株式1株に対して当行の普通株式1株を、あおぞら銀行の第四回(甲種)優先株式1株に対して当行の丙種優先株式1株を、あおぞら銀行の第五回(丙種)優先株式1株に対して当行の丁種優先株式1株を、それぞれ割当て交付する予定です。

ただし、あおぞら銀行が保有する自己株式及び当行が保有するあおぞら銀行の普通株式(もしあれば)に対しては、割当て交付は行いません。また、あおぞら銀行又は当行の発行済みの普通株式又は優先株式の併合、分割その他の変動が生じた場合、合併比率及び割当株式数は、それぞれ適切に調整されます。

4. 相手会社の主な事業の内容、規模

平成21年3月末時点(連結ベース)

事業内容	銀行業	
資本金	419, 781百万円	
発行済株式数	1,650,147,352株(普通株式)	
	24,072,000株(第4回優先株式)	
	258, 799, 500株(第5回優先株式)	
経常収益	182, 566百万円	
経常損失	232, 053百万円	
当期純損失	242, 553百万円	
純資産	529, 607百万円	
総資産	6, 077, 330百万円	
総負債	5, 547, 722百万円	
貸出金残高	3, 484, 945百万円	
預金・債券残高(譲渡性預金を含む)	4, 399, 527百万円	
位業員数	1,847名	
店舗数 (除く、店舗外ATM)	20	

5. 合併の効力発生日

平成22年10月を予定しておりますが、両行の株主総会における承認及び関係当局の認可等、合併に向けた諸手続きの進捗に応じて今後両行で協議の上、決定いたします。

6. その他の統合契約の内容

今後、統合契約に従って、現時点で未定となっている合併後の商号その他の事項につき協議を行う統合委員会 及び両行最高経営責任者への助言を行う統合アドバイザリーグループをそれぞれ設置し、合併契約書の締結を含む合併に向けた具体的な協議及び準備を進めてまいります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月12日

株式会社新生銀行 取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 後藤 順子 印業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 松本 繁彦 印

指定社員 公認会計士 鈴木 順二 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成20年7月11日付で、GEジャパン・ホールディングス合同会社 との間で、同社の子会社であるGEコンシューマー・ファイナンス株式会社及びその子会社の買収に関して合意した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

^{2.} 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月7日

株式会社新生銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 手塚 仙夫 印

指定有限責任社員 公認会計士 石塚 雅博 印業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 松本 繁彦 印

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 順二 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年7月1日付で株式会社あおぞら銀行と合併の方法、合併比率等、合併の基本的枠組みを定める統合契約を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 - 2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。